

ベイコート倶楽部 ルームチャージの事前一括払いシステムのご案内

第1条（目的及び適用範囲）

1. ベイコート倶楽部ルームチャージ事前一括払いシステム（以下「本システム」といいます。）

は、室料を一括して前払いしていただくことで所定の回数まで、室料の差額清算なくご宿泊いただける、ベイコート倶楽部会員様（以下、「会員様」といいます。）限定の、リゾートトラスト株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供するサービスです。

4. 第2条1項に基づき、ベイコート倶楽部ルームチャージ一括払いシステム利用契約（以下、「本契約」といいます。）を締結した場合、「ベイコート倶楽部ルームチャージの事前一括払いシステムのご案内」（以下「本システム約款」といいます。）が適用されます。

第2条（定義）

本システム約款における用語の定義は、次の通りとします。

- ①「対象会員権」とは、本システムの適用対象となる会員権をいいます。所定の申込書にご記入いただいた会員権を対象会員権と扱います。
- ②「ルームチャージ総額」とは、本システムをご利用いただくため、一括して前払いしていただく室料をいいます。
- ③「基準室料」とは、対象会員権の契約施設及び契約グレードのうち最も低額のメンバー料金の室料をいいます。
- ④「システム利用回数」とは、本システムを利用してご宿泊いただける回数をいいます。
- ⑤「システム対象施設」とは、本システムを利用してご宿泊いただける宿泊施設をいいます。
- ⑥「システム利用可能期間」とは、本システムを利用してご宿泊いただける期間をいいます。

第3条（契約の成立）

1. 会員様が、所定の申込書をご提出いただき、当社が承諾した上で、ルームチャージ総額のお支払いにより、本契約が成立します。

2. 本契約における申込みの有効期限は、申込書に記載のルームチャージ総額支払予定日の月末までとし、当該期限内にルームチャージ総額のお支払い及び申込書の提出がない場合、本申込みは撤回されたものとします。

第4条（ルームチャージ総額）

1. ルームチャージ総額は、次の計算式により算定します。

$\text{基準室料} \times \text{システム利用回数}$

2. ルームチャージ総額の支払方法は、次の通りとします。

- ①本システム利用開始時：当社指定の口座にお振り込みいただきます。
- ②本契約更新時：対象会員権の運営管理費と同様の方法で、お支払いいただきます。
- 3. 前項にかかわらず、本システム利用開始時と本契約更新時の、ルームチャージ総額の支払い時期が近接している場合、合算したルームチャージ総額を当社指定の口座にお支払いいただきます。
- 4. ルームチャージ総額の支払いに対する領収証は、お支払い時の1回のみ発行とし、宿泊日ごとの発行は行いません。
- 5. 更新後のルームチャージ総額を、所定の期日までにお支払いいただけない場合、お支払いいただくまで本システムの利用を停止させていただきます。
- 6. 前項の場合、更新後のルームチャージ総額を未払いのまま契約期間が満了したとき、第11条2項にかかわらず、再度の契約更新はせず、契約は終了します。

第5条（基準室料）

1.基準室料の基準日は、次の通りとします。

①本システム利用開始時：申込日

②本契約更新時：更新した年の1月1日

2.本システムを利用して宿泊した場合、基準室料より高額な部屋をご利用された場合でも、差額の追加支払いは不要です。他方、基準室料より低額な部屋をご利用された場合でも、差額の返還はいたしませんのでご注意ください。

3.システム利用可能期間の途中で対象会員権の契約施設の室料が変動した場合、基準室料は、システム利用可能期間が終了するまで、第1項各号の基準日の金額のまま変動いたしません。当該システム利用可能期間が終了し、本契約が更新したときは、第1項2号に基づき基準室料が定まります。

第6条（システム利用回数）

1.システム利用回数は、対象会員権の宿泊権利日数が24泊タイプの場合は24回、12泊タイプの場合は12回とします。ただし、システム利用可能期間が1年に満たない場合は、当該期間に応じて月割りにて回数を算定します。

2.本システムは、対象会員権に対して、システム利用回数分の宿泊権利日数を付与するものではありません。

第7条（システム対象施設）

1.本システムは、【別表：システム対象施設】に記載のシステム対象施設にご宿泊の際に限り、ご利用いただけます。

2.本システムは、対象会員権に基づきご宿泊いただく場合に利用可能なサービスです。次の各号の場合には、システム対象施設であっても、本システムはご利用いただけません。

①会員様が保有する、対象会員権以外の会員権の権利泊数を消化してご宿泊の場合。

②会員様が保有する、対象会員権以外の会員権に基づき、対象会員権の契約グレードを越えるグレードにご宿泊の場合。

③前2項のほか、対象会員権に基づかずご宿泊の場合。

第8条（システム利用可能期間）

1.システム利用可能期間は、次の通りとします。

①本システム利用開始時：申込書に記載のシステム利用開始月からその年の12月31日まで

②本契約更新時：更新した年の1月1日から12月31日まで

2.システム利用可能期間終了時点で未使用のシステム利用回数がある場合、未使用のシステム利用回数を本契約更新後のシステム利用可能期間に繰り越すこと、未使用のシステム利用回数分に相当する金銭を返還すること、その他清算はいたしません。

第9条（ご利用にあたっての注意事項）

1.ご予約の取消・変更は、対象会員権の利用規程に基づいて行ってください。

2.本システムにおいて差額清算が不要となるのは室料のみです。食事代・電話代等のインシデンタルチャージは都度現地にてご精算いただきます。

3.本システムを利用してご宿泊の際、宿泊税及び交換手数料の追加のお支払いは不要です。

4.本システムは、食事代、スパ利用料金、エステ利用料金、イベント参加費、又はその他費用と、室料がセットになったプランにてご宿泊される場合には、ご利用いただけません。

第10条（ゲスト利用）

本システムは、対象会員権に基づきゲストがご宿泊されるとき、事前に会員様から本システムの利用の申出がある場合に、ご利用いただけます。

第 11 条（契約期間）

- 1.本契約の契約期間は、契約成立日からその年の12月31日までとします。
- 2.本契約は、契約期間満了の2か月前までに、会員様及び当社のいずれからも何らの申し出のないときは、同一条件で一年間、契約を更新するものとし、その後も同様とします。

第 12 条（解約）

1. 会員様又は当社は、本契約期間中であっても、やむを得ない事情が生じた場合、相手方に通知することによって本契約を解約することができます。
- 2.第1項に基づき、会員様が本契約を解約する場合、未使用のシステム利用回数分に相当する金銭の返還、その他清算はいたしません。
- 6.第1項に基づき、当社が本契約を解約する場合、未使用のシステム利用回数分に基準室料を乗じた金額を返金いたします。

第 13 条（権利の譲渡及び禁止事項）

会員様は、本契約に基づく権利義務を第三者に譲渡、貸与、担保提供、その他一切の処分をすることはできません。

第 14 条（対象会員権の終了）

本契約は、対象会員権契約に付従するものであり、対象会員権契約が終了した場合、共に終了するものとします。この場合、未使用のシステム利用回数分に相当する金銭の返還、その他清算はいたしません。

第 15 条（免責事項）

当社は、天災地変、疫病の流行、法令の改正、行政指導、その他不可抗力により本システムの提供が債務不履行になった場合、一切の責任を負いません。

第 16 条（規約の変更）

当社は、法令の規定に従い、本システム約款を改正することができるものとします。この場合、当社は、当社のウェブサイトへの掲載その他相当の方法によりあらかじめ周知するものとします。

第 17 条（準拠法及び合意管轄）

本システム約款は日本法に準拠し、本システムに関する紛争が生じた場合には、当社本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【別表：システム対象施設】

[会員制ホテル]

<ベイコート倶楽部>

- ・東京ベイコート倶楽部
- ・芦屋ベイコート倶楽部
- ・ラグーナベイコート倶楽部
- ・横浜ベイコート倶楽部

<サンクチュアリコート>

- ・サンクチュアリコート高山
- ・サンクチュアリコート琵琶湖
- ・サンクチュアリコート日光

<エクシブ>

- ・グランドエクシブ鳥羽（本館,アネックス,別邸）
- ・エクシブ伊豆
- ・エクシブ白浜（本館,アネックス）
- ・グランドエクシブ軽井沢（本館,パセオ,SV,SV ムセオ）
- ・エクシブ淡路島
- ・エクシブ山中湖（本館,SV）
- ・エクシブ琵琶湖
- ・エクシブ蓼科
- ・グランドエクシブ初島クラブ
- ・グランドエクシブ鳴門（本館,SV,SV ドゥーエ）
- ・グランドエクシブ浜名湖
- ・グランドエクシブ那須白河（本館,ドギーヴィラ）
- ・エクシブ京都 八瀬離宮
- ・エクシブ箱根離宮
- ・エクシブ有馬離宮
- ・エクシブ湯河原離宮
- ・エクシブ六甲 SV

※SV・・・サンクチュアリ・ヴィラ

2026 年 1 月 1 日 改定